件 名	県議会令和2年6月定例会概要について
提出理由	県議会令和2年6月定例会が終了したので、その概要(教育委員会所管分)について別紙のとおり報告します。
概要	1 会期 令和2年6月15日(月)~7月3日(金) (19日間) 6月15日 開会(※教育長人事議案への同意) 6月19日~6月25日 一般質問 文教委員会 7月 1日

県議会令和2年6月定例会

本会議における質疑質問者氏名・質疑質問事項・質疑質問要旨・答弁要旨

1 一般質問

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
	齊藤 邦明 (自民)	2 学びの保障について (1)効果的なオンライン授業について (義務教育指導課・高校教育指導課)	55
		(2) 土曜日授業の活用について (義務教育指導課・高校教育指導課)	6
6		3 災害時の備えについて(1)避難所の確保について(危機管理防災部長:災害対策課*)	7
月 19	岡村ゆり子 (県民)	3 新型コロナウイルス感染症による部活動の大会中止に 関する対応と今後の部活動の在り方について (保健体育課・高校教育指導課・義務教育指導課)	9
19		5 埼玉県みどりの学校ファームの更なる充実を (農林部長 :農業ビジネス支援課*)	11
日		6 主権者教育を積極的に行うべき (高校教育指導課・義務教育指導課)	12
(金)		8 地元問題 (2) 旧鳩ケ谷教職員住宅の方向性を早期に定めるべき (福利課)	13
	木村 勇夫 (民主フォーラム)	3 新型コロナウイルス感染症が学校教育に与える影響と 対策について (高校教育指導課・義務教育指導課・教育政策課)	14

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
	渡辺 大 (自民)	1 新型コロナウイルス感染症対策について(4)平常時の学習にも活用可能な複合的効果のあるリモート教育の拡充 (高校教育指導課・義務教育指導課)	17
		2 学校教育の充実について (1)読解力の向上 (義務教育指導課・高校教育指導課)	18
6		(2)性教育 (保健体育課)	19
		(3)メンタルヘルス教育 (保健体育課)	20
月		(4)生徒にとって望ましい運動部活動の環境構築 (保健体育課)	21
22		(5) 社会人経験のある教員の採用拡大 (教職員採用課・県立学校人事課・小中学校人事課)	22
日	塩野 正行 (公明)	6 特別支援学校の施設整備について (特別支援教育課)	23
(月)	守屋 裕子 (共産党)	5 学校休校により損失を受けた学校給食食材納入業者や 県の指定管理事業者への補償を (保健体育課)	24
		(企画財政部長 :改革推進課*)	25
		6 学校再開に当たって、ゆとりある教育へ (小中学校人事課・義務教育指導課)	27
		8 県立川越特別支援学校の教室不足解消のために!! (特別支援教育課)	29

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
	逢澤圭一郎 (自民)	3 コミュニティ・スクールの推進について(1)小中学校の現状について(2)中学校区単位での取組の推進について(3)高等学校の現状と課題及び今後の取組について(小中学校人事課・県立学校人事課)	31
6 月 23	柿沼 貴志 (県民)	 2 学校教育における「チーム学校」の推進について (1)児童・生徒の実態把握を進めるべき (2)スクールソーシャルワーカーの常勤化や職務内容の明確化について (3)就労支援アドバイザーの配置を (4)手厚い支援体制による埼玉県版「チーム学校」のモデル校を設置するべき (高校教育指導課・生徒指導課) 	34
日		3 特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害に万全の対策を (環境部長:みどり自然課*)	40
(火)		4 埼玉古墳群を埼玉県の誇る観光拠点へ (産業労働部長 :観光課*)	42
		(都市整備部長 :公園スタジアム課*)	44
	高橋 稔裕 (無所属)	1 新型コロナウイルス感染症対策について (2)失われた授業時間と学習内容について (義務教育指導課・高校教育指導課)	46

月日	質問議員	質問事項・答弁者(無記入は教育長)・答弁担当課	頁
	浅井 明 (自民)	4 教育現場に対する教育長の考えについて (1)教科書採択について (義務教育指導課)	48
6		(2) ネットリテラシー教育について (義務教育指導課・生徒指導課)	50
月	高木 真理 (民主フォーラム)	1 新型コロナウイルス感染症第2波を迎える備えとして(3)教育についてア 休校期間に行ったオンライン教育の内容と今後の	
24		方向性 イ 習熟度の差を埋めるフォロー体制について ウ 休校期間の子どもの心理状態のケアについて	52
日		エ 今後の休校の考え方について	
(水)		3 県立図書館構想について (知事 :生涯学習推進課)	57
	内沼 博史 (自民)	6 学校におけるICT環境の整備について (義務教育指導課・高校教育指導課・魅力ある高校づくり課)	58
6	宮﨑 吾一 (自民)	2 教育機関の新型感染症対応について (1)オンライン教育の検証について (義務教育指導課)	60
月		(2) スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケアに ついて (生徒指導課)	61
25 日	杉島理一郎 (自民)	3 教育政策の「検証と反転」について (高校教育指導課・義務教育指導課)	62
(木)	高橋 政雄 (自民)	3 美術館・博物館の充実 (文化資源課)	65

* 教育に関連のある答弁のため掲載

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月19日	齊藤 邦明 議員

- 2 学びの保障について
- (1) 効果的なオンライン授業について

【質問要旨】

・ ICTを上手に活用することで、教員の負担を減らし、児童生徒と向き合う時間 を作り出すべきではないか。教育長に伺います。

【答弁要旨】

御質問2「学びの保障について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「効果的なオンライン授業について」でございます。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業は、学校にとって初めての経験であり、また、学校のICT環境や動画作成のノウハウがないなどの課題があり、各学校でも試行錯誤をしながら進めてまいりました。

議員お話のとおり、ICTの活用を通じて教員の負担を減らし、教員が児童生徒と向き合う時間を確保することは、重要であると認識しております。

そこで、県立総合教育センターにおいて、臨時休業中の児童生徒の学習を支援するため、小・中・高・特別支援学校ごとに各学校が活用できる動画の作成を行っており、現在366本を配信しております。

しかし、臨時休業に伴う児童生徒の学習の遅れを取り戻すためには、更なる動画の 充実も必要だと考えております。

そのため、今後は、県立総合教育センターにおいて、新たに小・中学生が1学期に 学ぶ内容を復習できる動画を作成してまいります。

加えて、高校生向けには、大学入試で出題されるような問題の解説を中心とした動画を作成するなど、児童生徒の学習支援に取り組んでまいります。

引き続き、ICTの活用を通して教員の負担を減らし、教員が児童生徒としっかり と向き合う時間を作ることで、児童生徒の学びを充実させてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月19日	齊藤 邦明 議員

- 2 学びの保障について
- (2) 土曜日授業の活用について

【質問要旨】

・ 土曜日授業を増やした方がいいのではないかと考える。土曜日授業の活用について、教育長の御所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、(2)「土曜日授業の活用について」でございます。

これまで行われております土曜授業は、学校週5日制の趣旨の下、学校・家庭・地域が連携し、社会全体として児童生徒に充実した学習機会を提供する方策の一つであると考えております。

平成30年度においては、実施回数は様々でございますが、県内公立小中学校の約27%が土曜授業を実施しておりました。

この度の臨時休業により、文部科学省は、授業の遅れをあらゆる手段を活用して取り戻すために、土曜授業も活用することを通知しております。

それを受けて、6月16日現在で、6割程度の市町村で土曜授業を活用する予定です。

県立高校においても、新たに土曜授業を検討している学校が複数ございます。

土曜授業の活用に当たっては、各市町村や各学校が、児童生徒の負担や保護者の理解などを考慮した上で、児童生徒に豊かな学びを提供していくことが重要であると考えております。

【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】

危機管理防災部長 No.1 2年6月19日 齊藤 邦明 議員

【質問事項】

- 3 災害時の備えについて
- (1) 避難所の確保について

【質問要旨】

・ ソーシャルディスタンスを取る関係から指定避難所の収容人数は想定数を大分 下回ると思うが、避難する場所をどのように確保していくのか所見を伺う。

【答弁要旨】

御質問3「災害時の備えについて」の(1)「避難所の確保について」お答えを申 し上げます。

県では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策として留意すべき事項をま とめたガイドラインを5月末に策定し、避難所の運営主体となる市町村に周知をいた しました。

このガイドラインでは、避難所でのいわゆる3つの密を避けるため、家族ごとに2 メートル程度の距離を確保することや、発熱等の症状がある方のための専用スペース を設けるなどの対応を求めております。

このため、議員御指摘のとおり一つの避難所で収容できる避難者の数がこれまでよりも少なくなります。

そこでガイドラインでは、浸水や倒壊する危険性がないなど自宅での安全が確保できる場合には在宅避難の検討を呼び掛けることとしております。

それとともに、例えば学校が避難所となる場合は体育館だけでなく教室など、今まで活用していなかったエリアについても検討をお願いしております。

また、県有施設につきましては県立高校のほか県立大学、県民活動総合センターなどが避難所として指定されておりますが、他の施設につきましても災害時の利用が進むよう、関係部局に対し積極的な協力を求めております。

さらに、ホテルや旅館等を臨時的な避難所として活用できるよう、埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合と災害時応援協定の締結に向けて、既に協議を始めたところでございます。

新型コロナウイルスの感染を防ぎ、県民の皆様に安心して避難していただくため、 市町村と連携し、できるだけ多くの避難場所の確保に取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	2年6月19日	岡村 ゆり子 議員

3 新型コロナウイルス感染症による部活動の大会中止に関する対応と今後の部 活動の在り方について

【質問要旨】

- ・ 部活動の代替大会に対する県の関わり方や衛生管理について、教育長の見解を お聞かせいただきたい。
- ・ 生徒の心のケアについてどのような体制を取っていくのか、お聞かせいただき たい。
- 今後の部活動の在り方等について、教育長の所見をお聞かせいただきたい。

【答弁要旨】

御質問3「新型コロナウイルス感染症による部活動の大会中止に関する対応と今後の部活動の在り方について」お答えを申し上げます。

まず、代替大会への県の関わり方や衛生管理についてでございます。

文化部については、全国高等学校総合文化祭が、Web上で開催されることとなりますが、多くの全国規模のコンクールは中止となりました。

また、運動部については、インターハイや夏の甲子園など全ての全国大会が中止と なりました。

こうした中、県内ではインターハイや夏の甲子園の代替大会が計画されており、感染症対策や熱中症予防など、主催者である各競技団体は、十分な安全対策を講じる必要がございます。

そのため、主催者となる県高等学校体育連盟や県高等学校野球連盟に対し、必要となる経費等を補助するための予算を、今議会にお願いしているところでございます。

県としては、生徒が部活動をやり切ったという気持ちで次のステップに進めるよう、 積極的に協力してまいります。

次に、生徒の心のケアの体制についてでございます。

部活動の集大成として、最後の大会に臨むことができなかった生徒の気持ちを考えると、私自身も大変心を痛めております。

学校生活に重要な位置を占める部活動が、突然終わってしまったことで、目標を見 失ったり、将来の進路に悩んだりすることも少なくないと考えております。

こうした生徒たちにとって、身近な存在である顧問の教員や担任による声掛け、相談しやすい雰囲気作りなどが重要です。

その上で、生徒の日常の様子を丁寧に把握し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を図るなど、学校全体で組織的、継続的に対応するよう指導してまいります。

次に、今後の部活動の在り方についてでございます。

県では、県立学校に対して徹底した感染症対策を講じた上で活動するための、具体的な留意事項を周知しております。

例えば、道具をこまめに消毒することや、二人組での運動を当面避けること、屋内 においては窓を全開にして練習を行うことなどの対応を求めたところでございます。

今後も、感染症対策を徹底し、生徒にとって部活動が安全に行えるよう各学校を指導してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
農林部長	No.2	2年6月19日	岡村 ゆり子 議員

5 埼玉県みどりの学校ファームの更なる充実を

【質問要旨】

- 各学校ファームの取組状況について、どの程度把握しているのか伺う。
- 学校ファームを継続させていくための支援について、見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問5「埼玉県みどりの学校ファームの更なる充実を」について、お答えを申し上げます。

まず、各学校ファームの取組状況について、どの程度把握しているか、についてで ございます。

毎年、教育局と共同で学校ファームに係る調査を実施しています。

直近の調査においても、学校ファームは全ての公立小中学校で授業などとして実施されており、取組を充実させる上で、農業体験活動の支援や栽培品目の拡大を望む声が多く上がっていることなども把握しています。

次に、学校ファームを継続させていくための支援についてでございます。

農業体験活動の支援については、学校からの要請に基づき、県やJAの職員による 技術的なアドバイスなどを実施しています。

今後、教員の異動時期に合わせ、毎年、年度の始めに栽培方法などに関する問合せ 先を改めて学校に周知してまいります。

栽培品目の拡大については、JA埼玉県中央会が27品目の種や苗を用意し、学校 が希望する品目を無償で提供する支援を行っています。

さらに、県が監修した栽培方法などを紹介する補助教材をJA中央会が作成しており、今年度はこれを改訂し配布することとしています。

今後とも、教育局と連携し、JAグループや市町村などと協力しながら学校ファームを支援してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	2年6月19日	岡村 ゆり子 議員

6 主権者教育を積極的に行うべき

【質問要旨】

- 県立高校で行われている主権者教育の取組状況と市町村教育委員会への働き掛けについて伺う。
- 教職員の研修など、どのようにして指導の質を高めているか伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問6「主権者教育を積極的に行うべき」についてお答えを申し上げます。 まず、県立高校で行われている主権者教育の取組状況と、市町村教育委員会への働き掛けについてでございます。

県立高校では、現代社会や政治経済の授業において、社会の成り立ちや選挙制度について学び、総合的な探究の時間では、地域の課題を見付け、整理した上で自分の考えをまとめ、発表するなどの学習を行っております。

また、市町村教育委員会に対しては、児童生徒が地域活動への参加を通して課題を 見付け、地域を活性化させるための提言を行っていく授業などの好事例を提供し、主 権者教育の充実について働き掛けております。

次に、どのように指導の質を高めているかについてでございます。

県では、主権者教育に係る具体的な指導事例を掲載した実践事例集を作成し、小・中・高等学校に配布し、研修等での活用を促しております。

また、小・中・高等学校の初任者は、全ての教員が、主権者教育について校内で研修することとなっております。

加えて、高校の地歴・公民科の初任者全員には、「主権者教育の方法と実践」というテーマを設定し、総合教育センターでの研修も実施しております。

引き続き、主権者教育にしっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	2年6月19日	岡村 ゆり子 議員

- 8 地元問題
- (2) 旧鳩ケ谷教職員住宅の方向性を早期に定めるべき

【質問要旨】

- ・ 県として状況を把握しているのか。
- 川口市との協議はどのようになっているのか、早期に方向性を示していただき たいが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問8「地元問題」の(2)「旧鳩ケ谷教職員住宅の方向性を早期に定めるべき」についてお答えを申し上げます。

まず、県として状況を把握しているのかについてでございます。

旧鳩ケ谷教職員住宅は平成23年度末に廃止後、速やかに入り口を封鎖するなどの 防犯対策を講じ、その後、定期的に現況の把握を行い、除草を行うなど、維持管理に 努めてまいりました。

一方で、現在でも未利用の状態が続いていることは、防犯や防災の点からも望ましくない状況にあると認識しております。

次に、川口市との協議の状況でございます。

川口市からは、買受けの希望がある旨、回答を頂いており、現在、協議を進めております。

また、地域の安心・安全の確保や、早期の用地の有効活用を図るため、今年度は解体設計を行うこととしております。

今後できる限り早期に解体し、地元川口市との協議を迅速に進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年6月19日	木村 勇夫 議員

3 新型コロナウイルス感染症が学校教育に与える影響と対策について

【質問要旨】

- ・ 休校期間の学習の遅れに対する考えと、遅れを取り戻すための具体的な取組について同う。
- ・ 休校期間に伴う授業時数の不足への対応として、出題範囲を考慮すること及び 部活動ができなかった生徒や検定を受けられなかった生徒の内申評価を考慮すべ きと考えるが、見解を伺う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による貧困家庭の増加が予想される中、英 検・漢検による加点を無くすべきと考えるが、見解を伺う。
- 9月入学についての国の方針は出たが、引き続き、議論していくべき課題と考えるが、所見を伺う。
- ・ 雇用情勢が悪化することが予想される中、進路指導・就職支援については、これまでにないような取組が必要だと考えるが、どのように対処していくのか。
- ・ 今後は産業労働部ともタッグを組んだ総合的な取組が必要だと考えるが、見解 を伺う。

【答弁要旨】

御質問3「新型コロナウイルス感染症が学校教育に与える影響と対策について」お答えを申し上げます。

まず、休校期間の学習の遅れに対する考えと、遅れを取り戻すための具体的な取組についてでございます。

体校期間が長期にわたっており、学習の遅れについては、大変、憂慮しております。 学習の遅れを取り戻すために、県立高校については、夏季休業を3週間程度に短縮 し、学校行事等の見直しを行うことなどにより、授業時数の確保を行うとともに、家 庭学習の充実を図ってまいります。 小・中学校については、市町村及び学校の状況に応じて、時間割編成の工夫、学校 行事等の精選、夏季休業の短縮等により、授業時数を確保するよう、各市町村に要請 しております。

また、教員の補助や補習等を行い、よりきめ細かい指導を実施するため、各公立 小・中学校及び県立高校に、学習指導員を配置するための補正予算を今議会にお願い しているところでございます。

次に、高校入試の出題範囲を考慮すること及び、部活動ができなかった生徒や検定 が受けられなかった生徒の内申評価を考慮すべきについてでございます。

体校期間が長期にわたり、通常の授業を受けることができず、特に中学3年生は、 学習の遅れや高校入試について不安に感じていることと思います。

多くの中学校が通常登校に戻りつつありますが、通常登校の開始時期や夏季休業の 短縮等は、市町村ごとに異なっている状況でございます。

そのため、今後、全県での学習状況を丁寧に確認した上で、学力検査における必要な配慮や、部活動等の大会や検定試験に参加できなかった受検生への配慮について、7月上旬を目途に検討を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルスによる家庭への影響を考え、英検・漢検による加点を無くすべきについてでございます。

高校入試における国の通知においては、学力検査や調査書の成績だけでなく、英検などの各種技能検査、ボランティア活動や文化・スポーツ活動なども評価するよう求めております。

県といたしましては、中学3年生だけでなく、中学1・2年生で取得した資格も含めて、生徒の様々な努力の成果を幅広く評価していく必要があると考えております。

次に、9月入学についてでございます。

9月入学には、高等教育の国際化というメリットがある一方、就職の時期や会計年度との整合性など、課題も多いと認識しております。

将来に向けて、引き続き議論すべき重要なテーマと受け止めておりますが、児童生徒のことを第一に考えながら丁寧に議論を行い、社会全体での合意形成が図られることが必要と考えております。

次に、進路指導・就職支援についてでございます。

新型コロナウイルスの影響で、急激に雇用情勢が悪化することが見込まれ、これまで以上に企業と連携し、個々の生徒に応じた積極的な就職指導・就職支援を行うことが必要であると考えております。

そこで、新たな取組として、全県立高校の就職希望者の実態把握調査を行い、生徒の希望や県内企業の求人状況を職種別、地域別に分類・整理した資料を各学校に配布し、きめ細やかな就職指導に生かせるよう、活用を促してまいります。

また、各学校においても、これまで以上に積極的に就職先の開拓に努めるよう指導 してまいります。

次に、産業労働部ともタッグを組んだ総合的な取組についてでございます。

高校生の就職支援を更に強化するため、産業労働部との連携は重要であると考えて おります。

そこで、今年度の新たな取組として、5月19日に私自身が産業労働部の職員と共 に、県内経済6団体を直接訪問し、高校生等の雇用促進に関する要請を行いました。

今後は、産業労働部と教育局の担当職員が一緒に県内企業を積極的に訪問し、高校 生の就職をしっかりと支援してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月22日	渡辺 大 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- (4) 平常時の学習にも活用可能な複合的効果のあるリモート教育の拡充

【質問要旨】

・ 個別最適化された学びのためにも、常時、自らの学習にとって最適と考える動 画で学習できる環境を整えることが重要と考えるが、いかがか。

【答弁要旨】

御質問1「新型コロナウイルス感染症対策について」の(4)「平常時の学習にも活用可能な複合的効果のあるリモート教育の拡充」についてお答えを申し上げます。

今回の、全県一斉での臨時休業のような緊急事態においては、議員御指摘のインターネット上で配信されている学習動画や、民間の学習コンテンツを活用した学習は、児童生徒が自由に学習する上で有効であると考えております。

そのため、総合教育センターが作成した学習動画のほかに、民間の学習コンテンツ を活用した、県立学校や市町村立学校もございました。

また、文部科学省では、臨時休業中の学習支援コンテンツのポータルサイトである「子供の学び応援サイト」を立ち上げ、NHKや放送大学の番組などの情報を一元的に集約し、情報提供しております。

学校が通常登校となった平常時には、教室での授業が学習の中心となり、その授業の理解をより一層深めるために、授業と関連した動画などによるオンライン学習が有効となります。

学習の進捗など、学校によって状況は様々でありますので、学校が多様な学習コンテンツの中から、適切なものを採用し、活用していくことが効果的であると考えております。

県といたしましては、学習コンテンツを積極的に用いた好事例を各学校に周知し、 児童生徒の確かな学力の育成に役立てるよう努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月22日	渡辺 大 議員

- 2 学校教育の充実について
- (1) 読解力の向上

【質問要旨】

・ 県として検証を行い、データに基づいた科学的アプローチの下、読解力の向上に取り組んでいくべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問2「学校教育の充実について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「読解力の向上」についてでございます。

議員お話のとおり、科学技術の発達など、大きく社会が変容する中、未来を生き抜く ためには、読解力の向上は重要であると考えております。

令和元年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の小・中学生は、目的に 応じて、文章やグラフなど複数の資料から必要な情報を読み取り、自分の考えをまとめ ることに課題が見られます。

読解力の向上のため、国では、講義型の授業だけではなく、子供が主体となって課題を解決したり、グループ等で考えを発表し合ったりする、「主体的・対話的で深い学び」の実践を進めることとしております。

県では、独自の学力・学習状況調査の結果のビッグデータを、慶應義塾大学SFC研究所と連携して分析をしております。

その結果、「主体的・対話的で深い学び」が、子供たちの非認知能力などの向上を通して、読む力を含めた学力向上につながることなどが確認されております。

そこで、これまでのデータの分析結果に基づいて、今年度から新たに教員向けの研修 プログラムを作成し、各小・中学校において、授業改善を進めております。

また、県立高校につきましても、生徒同士が協力しながら、主体的に課題を解決する 協調学習に取り組んでおります。

今後も、小・中・高等学校を通して、学校での様々な取組の効果を分析し、継続的な 授業改善を進めることで、読解力の向上を含めた子供たち一人一人の学力向上を図って まいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月22日	渡辺 大 議員

- 2 学校教育の充実について
- (2) 性教育

【質問要旨】

・ 望まない妊娠を防ぐための避妊やHIV等性感染症のリスク、年齢とともに妊娠出産のリスクが上がることについて、子供たちに伝えていくべきと考えるが、 教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、(2)「性教育」についてでございます。

議員お話しのとおり、生徒が望まない妊娠を防ぐための避妊や、HIV等の性感染症、年齢に伴う妊娠出産のリスクについて、正しい知識を学び、適切な意思決定や望ましい行動を選択できるようにすることは、大変重要でございます。

学校における性に関する指導は、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に 基づき、学校の教育活動全体を通じて行われております。

保健体育等の授業のほか、学校全体での共通認識と保護者の理解の下、産婦人科医 や助産師等の外部講師を招き、出前授業を実施している学校もございます。

また、本県では、学識経験者や教諭、養護教諭などからなる「性に関する指導課題解決検討委員会」を設置し、発達段階に応じた効果的な指導方法について研究を進めております。

具体的には、中学校では「生殖機能の発達」や「性感染症の予防」について、高等学校では「受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題」や「家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響」などについてでございます。

今後も引き続き、各学校における様々な取組事例や、検討委員会等の成果について、 県内に広く情報提供し、生きる力を育む性に関する指導の充実に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月22日	渡辺 大 議員

- 2 学校教育の充実について
- (3) メンタルヘルス教育

【質問要旨】

・ 子供たち自身が生きていく力として、「歪められた認知」や認知行動療法について情報提供すべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、(3)「メンタルヘルス教育」についてでございます。

議員お話しの「歪められた認知」を修正するという、認知行動療法の考え方は、心の不安や落ち込みなどを自ら解決するために重要なことだと考えております。

令和4年度からの高等学校新学習指導要領では、保健体育の授業において、新たに 精神疾患の予防と回復を扱うことが示され、うつ病などの精神疾患を取り上げること となりました。

本県では、先行的な取組として、県立学校と大学が連携し、養護教諭の専門性を生かした、メンタルヘルスリテラシーの授業を実施した事例もございます。

この授業では、生徒が心の不調や病気、その兆候や症状、特徴、適切な対処方法などを学びました。

この授業を実施したことで、悩んだ時に「周りの人に相談することができそうだ」 と答えた生徒が明らかに増えており、国や専門家からも注目を集めております。

心の不調を抱える子供たちにとって大切なことは、まず自分で気付いた上で、信頼できる大人や身近な人に、迷わず助けを求めることだと考えております。

今後、こうした授業の実践事例を県内に周知するとともに、メンタルヘルス教育の 充実に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月22日	渡辺 大 議員

- 2 学校教育の充実について
- (4) 生徒にとって望ましい運動部活動の環境構築

【質問要旨】

・ 生徒がこれまで以上に自主的、自発的に取り組めるような運動部活動の環境を 構築し、持続可能な運動部活動を運営していくことが重要であると考えるが、教 育長としての所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、(4)「生徒にとって望ましい運動部活動の環境構築」についてでございます。 教育活動の一環として行われている部活動は、責任感や連帯感の涵養など、生徒の 多様な学びの場として大きな役割を担っております。

一方で、議員御指摘のとおり、運動部活動が生徒の多様なスポーツニーズに、必ず しも十分には応えられていない状況もございます。

こうした中、県では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点から、平成30年7月に「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定いたしました。この方針では、必ずしも競技大会に参加することを求めないなど、生徒の多様なニーズに対応した運動部活動の考えも示されており、徐々にではありますが、そのような理解が広がってきております。

部活動の指導者は、生徒が自ら進んで活動計画を作成し、チーム全体で意思決定するなど、自主的・自発的に取り組むような指導を行うことが重要であると考えております。

県では指導者の育成に重点を置いた部活動指導者講習会を実施しておりますので、 今後は、指導者がファシリテーターとしての視点を持てるよう工夫してまいります。

引き続き、中学校体育連盟等の関係団体と連携を図りながら、生徒が自主的・自発 的に取り組むことができるような運動部活動となるよう、学校に働き掛けてまいりま す。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月22日	渡辺 大 議員

- 2 学校教育の充実について
- (5) 社会人経験のある教員の採用拡大

【質問要旨】

・ 社会人経験者の採用数を大きく増やすべきと考えるが、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、(5)「社会人経験のある教員の採用拡大」についてでございます。

先行き不透明な時代を、たくましく生きていける子供たちを育てていく上で、学校 以外の様々な経験を有する人材を活用することは、重要であると考えております。

そこで、本県での教員採用の面接試験では、試験員に民間企業の人事担当者等を起用し、受験者の多様な経験を多面的に評価するなど、人物重視の採用に努めております。

また、令和元年度実施の採用試験から、全ての選考区分で年齢制限を撤廃し、社会人経験者が受験しやすい環境を整えるなど、改善を図っております。

今後も、採用試験の工夫改善を図り、多様な経験を持つ社会人経験者の積極的な採用に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	2年6月22日	塩野 正行 議員

6 特別支援学校の施設整備について

【質問要旨】

- ・ 本県の特別支援教育をどのように充実させる方針か。
- 教室不足の現状をどのように認識しているか。
- 具体的な施設整備に取り組むべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

御質問6「特別支援学校の施設整備について」お答えを申し上げます。

まず、本県の特別支援教育をどのように充実させる方針かについてでございます。

障害のある児童生徒一人一人の違いや良さを認め合いながら、適切な指導や必要な 支援を行うことが、特別支援教育では重要であると考えております。

そのため、障害のある子供とない子供が共に学ぶことや、特別支援学校のほか、 小・中学校における特別支援学級など「多様な学びの場」を充実させる取組を進め、 子供たちの自立と社会参加を積極的に支援してまいります。

次に、教室不足の現状をどのように認識しているかについてでございます。

知的障害特別支援学校では、特に県南部地域と県東部地域において児童生徒数が増加しており、これに伴う過密の状況は、できる限り早期に解決すべき大きな課題であると認識しております。

次に、具体的な施設整備に取り組むべきについてでございます。

現在、平成31年3月に策定した「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を踏まえ、新設校や高校内分校の設置など、教育環境の整備に取り組んでおります。

今年度は、県南部地域特別支援学校(仮称)など3校の整備に加えて、過密の著しい地域に3つの高校内分校の設置、校舎の増築を新たに進めているところでございます。

しかしながら、議員お話のとおり、私自身も、過密の解消には更なる取組が必要だ と認識しております。

解決すべき様々な課題はありますが、過密の解消に向けた取組を積極的に進め、特別支援学校の教育環境の改善に向け、全力で取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年6月22日	守屋 裕子 議員

5 学校休校により損失を受けた学校給食食材納入業者や県の指定管理事業者へ の補償を

【質問要旨】

- ・ 食材のキャンセルによる業者への違約金は、市町村と業者がきちんと協議して 支払われるべきものと考えるが、教育長の考えを伺う。
- ・ 「学校臨時休業対策費補助金」の2次募集について、県教委も市町村教委に働き掛けをし、周知徹底を行うことについて教育長の考えを伺う。

【答弁要旨】

御質問5「学校休校により損失を受けた学校給食食材納入業者や県の指定管理事業者への補償を」についてお答えを申し上げます。

まず、食材のキャンセルによる業者の違約金は、市町村と業者がきちんと協議して 支払われるべきについてでございます。

学校の臨時休業による給食の中止に伴い、食材納入業者に大きな影響が見込まれたことから、3月16日に、大野知事から国に対し、食材納入業者の支援に関する緊急要望を行っていただきました。

また、市町村や食材納入業者が抱えている課題を調査し、国に迅速な対応を求めるなど、円滑に補助金が交付されるよう努めてまいりました。

お尋ねの違約金につきましては、市町村が、食材納入業者と丁寧に協議を行った上で、適切に支払われるべきであると考えております。

次に、「学校臨時休業対策費補助金」の2次募集について、県も市町村に働き掛けをし、周知徹底を行うことについてでございます。

学校臨時休業対策費補助金は、全国学校給食会連合会と各都道府県学校給食会を通じて各自治体に交付される仕組みとなっております。

県では補助金の積極的な活用も含め、食材納入業者に丁寧に対応するよう、市町村 に対し促してまいりました。

補助金の2次募集につきましても、既に市町村に周知しておりますが、今後も、食 材納入業者の支援に有効な情報を提供してまいります。

企画財政部長 №3 2年6月22日 守屋 裕子 議員

【質問事項】

5 学校休校により損失を受けた学校給食食材納入業者や県の指定管理事業者へ の補償を

【質問要旨】

- ・ 施設の休館等により利用料金収入が激減した指定管理者が資金ショートするな どの事態はないのか。
- 利用料金収入の減少についても補填すべきと考えるがいかがか。

【答弁要旨】

御質問5「学校休校により損失を受けた学校給食食材納入業者や県の指定管理事業者への補償を」のうち「指定管理事業者への補償」についてお答えを申し上げます。

まず、指定管理者が資金ショートするなどの事態はないのか、についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、全68の指定管理施設のうち、一部休止 を含めると51施設が休止しました。

このうち、利用料金制度を導入している45施設について、当面、資金不足になる 可能性がないかを5月に調査しました。

その時点では、施設の休止が継続した場合でも、直ちに資金不足により施設の運営に支障が出る指定管理者はありませんでした。

現在、施設の再開も始まりましたが、利用者の減少も予想されるところであり、引き続き動向を注視してまいります。

次に、利用料金収入の減少についても補填すべき、についてでございます。

指定管理者との基本協定書において、天災その他やむを得ない事由によって施設供用を休止したことにより生じる損失その他の経費の負担は、指定管理者と個別に協議を行うこととなっております。

協議に当たっては、施設休止に伴う利用料金収入の減少に加え、光熱水費など経費の削減状況や、年間を通しての収支の状況などを総合的に判断する必要があります。

このため、指定管理施設の収支状況などについて6月5日付けで照会を発出し調査を行っているところでございます。

今後も、適宜、状況を把握しつつ、指定管理者による施設運営に支障が出ることの ないよう、しっかり対応してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年6月22日	守屋 裕子 議員

6 学校再開に当たって、ゆとりある教育へ

【質問要旨】

- ・ 県として国に対し30人以下学級を求めるとともに、本県の少人数学級編制 を、国の加配制度も使って今一歩前に進めることについて教育長の所見を伺う。
- ・ 課題の詰め込みではない教育課程編成の弾力化が必要と考えるが、 教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問6「学校再開に当たって、ゆとりある教育へ」についてお答えを申し上げます。

まず、県として国に対し30人以下学級を求めるとともに、本県の少人数学級編制を、国の加配制度も使って今一歩前に進めることについてでございます。

この度、国から新型コロナウイルス感染症対策に係る第2次補正予算において、学習保障に必要な人的体制の強化について示されたところでございます。

県ではこれを受け、速やかに市町村に意向確認をいたしました。

その結果を踏まえ、児童生徒の学びを保障し、感染症防止に係る教員の負担軽減を 図るために、学習指導員やスクール・サポート・スタッフの全校配置の補正予算を、 今議会にお願いしているところでございます。

義務教育段階における加配を含めた人的体制については、国の責任において整備されるものと考えております。

県といたしましては、教職員定数の見直しによる教職員の増員について、引き続き、 国に要望してまいります。

次に、教育課程編成の弾力化についてでございます。

国の通知では、学校再開後の授業時数確保の取組として、時間割編成の工夫、長期 休業期間の見直し、土曜日の活用などが示されております。 県といたしましては、現段階では、各市町村、各学校が子供たちへの負担を考慮した上で、まずは年度内に指導事項を終えることができるように、工夫しながら取り組むことが重要だと考えております。

市町村の授業時数確保のための取組について調査を行い、その結果を共有するなど、今後も市町村を支援してまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年6月22日	守屋 裕子 議員

8 県立川越特別支援学校の教室不足解消のために!!

【質問要旨】

- ・ 教室を間仕切りし複数の学級で使用せざるを得ない状況に対しての見解を伺 う。
- ・ 教室不足を解消するために分校の拡張など早急に対策を行うべきと考えるが見 解を伺う。

【答弁要旨】

次に、御質問8「県立川越特別支援学校の教室不足解消のために!!」についてお 答えを申し上げます。

まず、教室を間仕切りし複数の学級で使用せざるを得ない状況についてでございます。

県立川越特別支援学校では、児童生徒数が過去10年で約1.5倍になっており、 その結果、一つの教室を複数の学級で使用するなど、過密な状況にございます。

こうした状況は、残念ながら県内の知的障害特別支援学校に共通しており、喫緊の課題であると認識しております。

次に、教室不足を解消するために分校の拡張など、早急に対策を行うべきについて でございます。

県では、平成31年3月に「埼玉県特別支援教育環境整備計画」を策定し、現在、 知的障害特別支援学校の新設や高校内分校の設置などに、積極的に取り組んでおりま す。

令和3年4月には松伏高校、令和4年4月には上尾南高校、北本高校、宮代高校に 高校内分校を開設することとしております。

引き続き、過密解消に向けた取組を進めるとともに、市町村との連携を強化し、特別支援学級を充実させるなど、教育環境の改善にしっかりと取り組んでまいります。

8 県立川越特別支援学校の教室不足解消のために!!

【再質問要旨】

・ 生徒たちが過密にならないで学校に行けるようもっと大胆な対応が必要だと思 うが、再度お聞きしたい。

【再答弁要旨】

守屋裕子議員の御質問8「県立川越特別支援学校の教室不足解消のために!!」の 再質問にお答えを申し上げます。

分校などの設置をもっと拡大せよ、という御趣旨かというふうに承りました。

県内の知的障害特別支援学校に共通しております過密解消は、大きな課題であると 認識をいたしております。

引き続き、高校内分校の設置も含め、取組を積極的に進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月23日	逢澤 圭一郎 議員

- 3 コミュニティ・スクールの推進について
- (1) 小中学校の現状について
- (2) 中学校区単位での取組の推進について
- (3) 高等学校の現状と課題及び今後の取組について

【質問要旨】

- ・ 未設置の市町村における理由と課題について状況は把握しているのか。また、 どのような協議を進めているのか。
- 今後のコミュニティ・スクールの設置数の見込みはどうか。
- ・ 県として今後どういうビジョンを持って取り組んでいくのか、また中学校区単位でのコミュニティ・スクールの設置についてどう捉えているのか。
- 学校運営協議会を設置している県立学校3校における現状と課題は何か。
- ・ 今後の県立高等学校の学校運営協議会の設置に対してどのように考えているのか。

【答弁要旨】

御質問3「コミュニティ・スクールの推進について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「小中学校の現状について」のうち、未設置の市町村における理由や課題等の状況は把握しているのかについてでございます。

県では実態調査を行っており、未設置の市町村からは、設置しない理由や課題について、「地域との連携が進んでおり、既に保護者や地域の意見が反映されている」ことや、「市町村独自の類似の仕組みがあるため」といった回答を得ております。

次に、どのような協議を進めているのかについてでございます。

県では現在、幹部職員が未設置の市町村を直接訪問し、コミュニティ・スクールの 趣旨や効果的な取組について丁寧に説明し、モデル校の設置も含めて提案するなど、 導入に向けて積極的に働き掛けているところでございます。

次に、今後のコミュニティ・スクールの設置数の見込みについてでございます。

令和元年5月1日現在の設置数は434校でしたが、各市町村へ意向を確認したところ、今年度中に600校を上回る見込みとなっております。

第3期埼玉県教育振興基本計画の目標である650校を早期に達成できるよう、引き続き、積極的に市町村へ働き掛けてまいります。

次に、(2)「中学校区単位での取組の推進について」のうち、県として、今後ど ういうビジョンを持って取り組んでいくのかについてでございます。

今後のビジョンにつきましては、最終的には全ての小・中学校へのコミュニティ・スクール設置を目指し、学校が地域と目標やビジョンを共有し、小・中連携も含め、地域と一体となって子供たちを育む仕組みとなるよう取り組んでまいります。

次に、中学校区単位でのコミュニティ・スクールの設置についてどう捉えているの かについてでございます。

議員お話しの中学校区単位のコミュニティ・スクールについては、地域住民や保護者と学校が一体になることで、義務教育9年間を見通した教育の推進につながる良い 取組の一つであると考えております。

県といたしましては、中学校区単位でのコミュニティ・スクールの取組について、 毎年開催しているフォーラムや、市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会を通 して、効果的な取組として県内に広めてまいります。

次に、(3)「高等学校の現状と課題及び今後の取組について」のうち、学校運営協議会を設置している県立学校3校における現状と課題は何かについてでございます。

平成31年4月に学校運営協議会を設置した県立学校3校では、地域の資源を生かして地域と一体となった取組を進めております。

例えば、小鹿野高校では、町の観光協会などと連携し、切り出した竹に穴を開け、中にろうそくなどを入れた「竹あかり」というアート作品を制作・展示する「竹あかりプロジェクト」と題した観光プロジェクトの企画運営に当たりました。

取組を通じて、学校と地域がそれぞれの目標や課題を共有し、協働による教育活動 を行うことで、学校や地域の活性化などの成果を上げていると聞いております。

課題といたしましては、協議会の活動に積極的に参画していただける地域人材の確保をすることなどが挙げられております。

次に、今後の県立高等学校の学校運営協議会の設置に対してどのように考えている のかについてでございます。

高等学校及び特別支援学校は、小・中学校と比べて通学区域が広域であることなどから、学校を取り巻く地域の期待なども様々であると考えております。

一方で、議員御指摘のとおり、今後、県立学校が地域との連携を深めていくことは 重要であると認識しており、コミュニティ・スクールは、小・中・高等学校と地域が 一体となって相互に連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現を図るための有効な 手段であると考えております。

今後は、これまでの取組を踏まえ、県立学校を対象とした研修会を行い、導入時のポイントや成果などの情報提供を行うなどして、設置に向けて取り組んでまいります。

 【答弁者】
 【発言順位】
 【質問年月日】
 【質問議員】

 教育長
 No.2
 2年6月23日
 柿沼 貴志 議員

【質問事項】

- 2 学校教育における「チーム学校」の推進について
- (1) 児童・生徒の実態把握を進めるべき
- (2) スクールソーシャルワーカーの常勤化や職務内容の明確化について
- (3) 就労支援アドバイザーの配置を
- (4) 手厚い支援体制による埼玉県版「チーム学校」のモデル校を設置するべき

【質問要旨】

- ・ 「次世代の学校・地域」創生プランの実現のためには、小学校から中学校、中学校から高校へと児童生徒の情報を共有することから取り組むべきだと考えるが、教育長の見解を伺う。
- ・ 昼夜開校定時制高校と三部制高校では、さまざまなニーズを併せ持つ生徒が多く学ぶ現状から、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを常勤化すること。
- ・ これらの現状を熟知したうえで、教育相談員はスクールソーシャルワーカーとして一本化すること。
- これらの勤務条件を直ちに統一すること。
- ・ 「就労支援アドバイザー」をどのように配置し、「誰一人取り残さない」進路指導をどのように実現するのか、具体的な配置に対する見解を伺う。
- ・ 「誰一人辞めさせない」「誰一人進路未決定者をださない」ことを単に学校現場 に任せるのではなく、教育行政の責任として必ず実行していただきたいが、教育 長の見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問2「学校教育における『チーム学校』の推進について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「児童・生徒の実態把握を進めるべき」についてでございます。

障害のある児童生徒に対する教育においては、一人一人の教育的ニーズを把握し、 適切な指導や必要な支援を行うことが重要であると考えております。 県では、管理職や教職員を対象とした「中学校から高等学校等へ支援をつなぐ特別 支援教育研修」などを開催し、発達障害への理解の促進を図っております。

障害のある児童生徒の情報につきましては、本人や保護者の意向に配慮しながら、 小・中・高等学校を通して幅広く実態を把握し、個別の教育支援計画などを引き継ぐ ことで、障害の特性等に応じた適切な支援に努めております。

今後、児童生徒の情報をより丁寧に把握し、各学校に対して、発達障害など障害の ある児童生徒への組織的な支援ができるよう、取り組んでまいります。

次に、(2)「スクールソーシャルワーカーの常勤化や職務内容の明確化について」 でございます。

まず、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを常勤化することについてでございます。

スクールソーシャルワーカーは、問題行動などのある生徒を、福祉や医療に結び付けることや、学校と関係機関の円滑な連携を支援するため、社会福祉士などの有資格者を配置しております。

また、スクールカウンセラーは、心理に関する専門的な知識経験から、教職員や保護者の指導、助言を行うとともに、生徒の心の相談に当たるため、臨床心理士などの有資格者を配置しております。

これらの専門職の役割は、教職員の担うべき業務を専門的知識からサポートするものであります。

御提案の常勤化につきましては、学校の状況や課題に応じて、適切な活用や配置の 工夫をすることにより、専門職の充実を図ってまいります。

次に、教育相談員はスクールソーシャルワーカーとして一本化することについてで ございます。

教育相談員は、友人関係や家族関係など、生徒のささいな悩みや不安に対し、身近で気軽に相談できる体制を構築するため、相談業務の経験が豊富な相談員を配置しております。

福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとは、学校における役割が異なる ことから、いずれも必要な職と考えており、引き続き、それぞれ配置してまいりたい と考えております。 なお、議員御指摘の、募集要項につきましては、分かりづらい表記となっておりま すので、業務内容が明確となるよう表現を見直してまいります。

次に、これらの勤務条件を直ちに統一することについてでございます。

勤務条件については学校における役割に応じ、配置日数や勤務時間を設定し、給与は月額又は日額として設定しております。

報酬額の差につきましては、勤務条件の違いから生じているものでございますので、 御理解を頂きたいと存じます。

今後も、スクールソーシャルワーカーなどの専門職員の活用を促進し、教員と専門職が一体となって、生徒を支援する教育相談体制の強化に努めてまいります。

次に、(3)「就労支援アドバイザーの配置を」についてでございます。

県立特別支援学校に配置している就労支援アドバイザーは、障害者を雇用している 企業の幹部等が生徒や保護者、学校に対し、就労に係る指導助言を行うことを目的と しております。

県立高校に配置している就職支援教員と就職支援アドバイザーは、生徒の就職希望 に応じて、生徒のキャリアカウンセリングや面接指導を行うことを目的にしておりま す。

就職支援アドバイザーは、民間企業経験者が中心となっておりますが、本年1月から社会福祉士などの有資格者も新たに配置し、生徒に応じた指導ができるよう、内容の充実を図ったところでございます。

今後、特別支援学校に配置している就労支援アドバイザーによる高等学校での研修 を実施するなど、就職支援教員や就職支援アドバイザーに、様々な課題を抱えた生徒 への就職支援のスキルを学ばせることで、よりきめ細やかな支援に取り組んでまいり ます。

次に、(4)「手厚い支援体制による埼玉県版『チーム学校』のモデル校を設置するべき」についてでございます。

吹上秋桜高校には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び教育相談員を配置するとともに、就職支援のための就職支援教員及び就職支援アドバイザーを配置しております。

県といたしましては、モデル校の指定ということは考えておりませんが、議員御指摘の趣旨を踏まえて、各学校の課題に応じて、必要な支援ができるよう、引き続き努めてまいります。

校長のリーダーシップの下、教員とそれぞれの専門職員、保護者が連携し、チーム 学校として、多様な生徒に対応した指導体制を構築するよう、県としてもしっかり支 援してまいります。

【再質問事項】

- 2 学校教育における「チーム学校」の推進について
- (1) 児童・生徒の実態把握を進めるべき
- (2) スクールソーシャルワーカーの常勤化や職務内容の明確化について
- (3) 就労支援アドバイザーの配置を
- (4) 手厚い支援体制による埼玉県版「チーム学校」のモデル校を設置するべき

【再質問要旨】

- ・ 児童・生徒の実態把握について、出席日数だけでなく、遅刻や早退についても把握して高校につなげるべきと考えるが、見解を伺う。
- ・ スクールソーシャルワーカーの職務内容について、細分化・縦割りではなく一本 化して、子供たちの次につなげる教育をしてほしいと考えるが、見解を伺う。
- ・ 就労支援アドバイザーの配置について、研修ではなく、加配及び常勤化が必要と 考えるが、見解を伺う。
- ・ チーム学校として、進路未決定者が0になるまで努力すべきと考えるが、現状を どのように捉え改善して、進路未決定者を出さないように次のステージにつなぐの か、見解を伺う。

【再答弁要旨】

柿沼貴志議員の御質問2「学校教育における『チーム学校』の推進について」の再 質問にお答えを申し上げます。

先ほど議員からもお話がございましたとおり、平成22年4月に吹上秋桜高校が開 校いたしました。

当時新米校長として、設立に関わらせていただきましたことは、私にとりまして、 大変光栄なことでありました。 まず、御質問の1点目でございます。

実態把握についてでございます。

当時私がおりました時も、私の見たところ7割くらいの生徒が不登校経験者でございました。

中学校を全て欠席という生徒も数多くおりました。

また、特別な支援が必要な生徒もたくさんおりました。

当時教員が中学校へ出向きまして、全ての入学生について、つぶさにその生徒の中学校での様子、あるいは小学校からの引継事項などを聞き取りをしてまいりました。

そうしたことを教育活動に生かしてきたことを、今でもよく覚えております。

子供たち一人一人の実態把握は非常に大事なことだと考えておりますので、議員御 指摘のとおり、あらゆる手段を使って、実態把握に努めてまいりたいと考えておりま す。

次に、スクールソーシャルワーカーあるいは、スクールカウンセラーの勤務条件などについてでございます。

それぞれ専門的な職務に応じて、勤務条件を設定し、日額あるいは月額などについて定めているところでございますので、このことについては御理解を頂きたいと存じます。

次に、就労支援アドバイザーの役割等についてでございます。

就労支援アドバイザーは特別支援学校に配置をしている、例えば企業等の経営者でありますとか、人事担当経験者などでございます。

多くは特例子会社の社長さんでありますとか、そういう方でございまして、障害の ある子供たちの就労に長く携わってきた経験のある方にお願いをしております。

そうした方の知見や、経験などを特別支援学校で生かしていただいている訳でありますけれども、直ちに高等学校全てに配置をすることもなかなか難しいところがございますので、議員御指摘の趣旨を踏まえまして、高等学校において、研修等でその皆様の経験などを活用させていただきたいと思っております。

最後に、チーム学校についての考え方についてでございます。

先ほど申し上げましたように、吹上秋桜高校には、他の学校にも比して、多くの外 部人材を手厚く配置しているところでございます。 外部人材活用に係る成果と課題について整理をし、経過を見ていく必要があるのだ ろうと思っております。

議員御提案のモデル校ということは考えておりませんが、各県立高校が、様々な外部人材を活用しながら、教職員と一体となったチーム学校となるよう、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
環境部長	No.2	2年6月23日	柿沼 貴志 議員

3 特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害に万全の対策を

【質問要旨】

- ・ 県内の被害の状況と対策について、特に県民への周知については強化すべきではないか。
- ・ 防除対策を強化するためには、奨励金や防除用品の配布、伐採費用の助成など が必要ではないか。
- ・ 被害の撲滅には地域一体で対策に取り組む必要があると思うが、市町村等の連携強化について、県の考えを伺う。

【答弁要旨】

御質問3「特定外来生物クビアカツヤカミキリの被害に万全の対策を」についてお 答えを申し上げます。

まず、県内の被害状況と対策について、特に県民への周知強化についてでございます。

クビアカツヤカミキリの被害は、令和2年3月末において、県内12の市町、 206か所、738本の樹木に被害が確認され、そのうちサクラの被害が661本と 9割を占めております。

その対策といたしましては、発見や被害についての情報が寄せられた場合、県や市 町が現場へ急行し初動対応を行っており、県では防虫ネットや薬剤の提供、また、技 術的な助言を実施しております。

このほか、市町村職員や保全団体、公園管理者等を対象として駆除の実技も交えた研修会も開催しております。

さらに、新たな試みとして、今週末にはさきたま古墳公園において、行田市と合同で、まだ被害の出ていない樹木に薬剤を注入することで予防が図られるか実証試験を行う予定です。

また、県民への周知強化でございますが、県ではこれまで「被害防止の手引き」の 配布や、「クビアカツヤカミキリ発見大調査」などに取り組んでまいりました。 令和元年度には、県政出前講座を7回開催したほか、注意喚起のチラシを7万枚作成いたしました。

現在、既に発生している市町に送付し、自治会での回覧や小中学校、公共施設での周知を依頼しているところです。

今後は、隣接する市町村に対しても注意喚起を強く働き掛けるほか、SNSの活用等、積極的な情報発信に取り組んでまいります。

次に、防除対策を強化するため、奨励金や防除用品の配布、伐採費用の助成などが 必要ではないか、についてでございます。

県内においても近年、被害樹木の伐採費用に係る補助制度の創設や、保全団体へ薬 剤の配布等を行う市が出てまいりました。

このような市町村の動向や近隣都県の支援策、これらの成果を参考にしながら、今 後どのような支援ができるか検討してまいります。

次に、市町村等の連携強化についてでございます。

県は、令和元年度から発生市町と連絡会議を開催し、効果的な防除や普及啓発等について協議を行っております。

今年度には、隣接する市町村をはじめ幅広く参加を呼び掛け、それぞれの広報誌への掲載等により住民の関心を喚起し、早期発見、早期防除を進めてまいります。

議員お話のとおり、クビアカツヤカミキリの防除には地域一体での取組が必要です。 今後も市町村や近隣都県と連携しながら、防除対策に取り組んでまいります。 【答弁者】 【発言順位】 【質問年月日】 【質問議員】

産業労働部長 No.2 2年6月23日 柿沼 貴志 議員

【質問事項】

4 埼玉古墳群を埼玉県の誇る観光拠点へ

【質問要旨】

・ 埼玉古墳群を埼玉県の誇る観光拠点として、日本全国、そして全世界にアピー ルするためにどのように取り組んでいくのか見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問4「埼玉古墳群を埼玉県の誇る観光拠点へ」のうち、埼玉古墳群を本県の誇る観光拠点として、日本全国、そして全世界にアピールするためにどのように取り組んでいくのかについてお答えを申し上げます。

埼玉古墳群は、5世紀後半から7世紀初頭にかけて築かれた9基の大型古墳が集中 する、全国屈指の古墳群です。

議員お話しのとおり、本年3月、この埼玉古墳群が「特別史跡」に指定されたことは、正に我が国の文化の象徴としてその歴史的価値が認められたと言えます。

こうした魅力あふれる埼玉古墳群を観光拠点として広く国内外にアピールし、観光 客を誘致することは大変重要なことと認識しております。

県では、昨年度からNEXCO東日本と連携して東日本全域から車での県内周遊を 促すスタンプラリーを実施し、埼玉古墳群をお勧めの観光拠点として紹介するなど、 県内外に広くアピールをしております。

海外に対しましては、ホームページやSNSを活用し、古墳の魅力を伝える動画に 外国人に強く訴え掛ける解説を添えまして、この秋から新たに情報発信をしてまいり ます。

また、国内外からの更なる観光客の誘致に向け、地元行田市と観光誘客について連携を深めてまいります。

行田市には、平成29年に県内で初めて日本遺産に認定された足袋蔵などの歴史的 建造物、古代蓮の里、忍城址をはじめ、魅力あふれる歴史文化資源が多数あります。

こうしたスポットを回遊する仕掛け作りや、他の歴史文化資源を有する自治体との 連携などについて、行田市と共に検討いたします。

地域の可能性をしっかり見極め、埼玉古墳群の魅力をより多くの方に知っていただ けるよう積極的に取り組んでまいります。

【答弁者】 【発言順位】 【質問議員】 【質問年月日】 都市整備部長 2年6月23日 柿沼 貴志 議員

【質問事項】

4 埼玉古墳群を埼玉県の誇る観光拠点へ

No.2

【質問要旨】

観光に来た方々がくつろげる休憩所や食事処、お土産を購入できる施設が公園 内に必要と考えますが、拡張整備の進捗状況について都市整備部長に伺う。

【答弁要旨】

御質問4「埼玉古墳群を埼玉県の誇る観光拠点へ」のうち、さきたま古墳公園の拡 張整備の進捗状況についてお答えを申し上げます。

さきたま古墳公園については、県民がふるさと埼玉のシンボルとして全国に誇れる 公園となるよう整備を進めております。

これまで史跡の保護や鑑賞ができるよう大型古墳群のあるエリアから順次整備し、 直近では、令和元年10月に古墳群の南側入口となる広場を供用開始いたしました。

現在は、新たな拡張整備として、県立さきたま史跡の博物館の西側に、イベントの 開催など来園者が自由に活用できる多目的広場など約2. 4ヘクタールの造成に着手 しております。

整備内容は、行田市、行田商工会議所、地元の推進協議会などから御意見を伺いな がら検討してまいりました。

議員お話しの飲食や物販ができる施設については、地元からも御要望を頂いており ます。

施設の設置は、公園のPR効果を高め、観光を含めた来園者の利便性向上につなが るものと認識しております。

一方、多くのお客様を誘致するには、魅力のある施設として、地元の方々が熱意を 持って地域全体で機運を盛り上げ、継続的に経営を推進する体制が必要です。

例えば、豊島区の南池袋公園では、公募により設置した民間のカフェレストランを にぎわいの核とし、その売上の一部でイベントを行うなど地域との関係性を重視した 仕組みを作っております。

こうした先進的な取組なども参考に、引き続き、地元の行田市など関係者と十分協議し、公園のにぎわい創出につながるようさきたま古墳公園の整備を着実に進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年6月23日	高橋 稔裕 議員

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (2) 失われた授業時間と学習内容について

【質問要旨】

- 子供たちは、今年度、昨年度と同じ内容を学び切れるのか。
- ・ 県全体として特例的な対応に踏み込むべきではないか、教育長の所見を伺う。

【答弁要旨】

御質問1「新型コロナウイルス感染症対策について」の(2)「失われた授業時間と学習内容について」お答えを申し上げます。

まず、今年度、昨年度と同じ内容を学び切れるのかについてでございます。

長期の休業により、児童生徒には、本当につらい思いをさせてしまいました。

また、休業による学習の遅れにつきましては、保護者の皆様にも御心配をお掛けしております。

議員御指摘のとおり、今年度は例年と比べ短い期間での学習となりますので、児童 生徒の学習内容の定着具合に差が生じることが懸念されております。

そこで、現在、各学校では、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、夏季休業の短縮等により授業時間を確保し、児童生徒が年度内に当該学年の学習内容を学べるよう、最大限の努力をしております。

県といたしましては、教員の補助や補習等を行い、よりきめ細かい指導を実施するため、各公立小・中学校及び県立高校に、学習指導員を配置するための補正予算を今議会にお願いしているところでございます。

このような取組をしっかりと行うことで、現時点では年度末までに当該学年の学習 内容を学べるよう、全力で支援してまいります。

次に、県全体として特例的な対応に踏み込むべきではないかについてでございます。 国の通知では、「学習内容の一部を次年度以降に先送りすること」や「学習の一部 を家庭で行うなど、学校の授業を重点化すること」が示されております。

こうした国の通知で示された内容は、授業時間を確保するために最大限の努力を 行っても、指導を終えることが困難な場合の補完的な取組とされております。 各学校が再開され、授業が始まったところでありますので、引き続き、各市町村や 各学校の状況を丁寧に把握しながら、どのような対応が適切か注意深く検討してまい ります。

【再質問事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 失われた授業時間と学習内容について

【再質問要旨】

- ・ 状況把握の調査を行う際に、調査される側の評価や名誉に関わるものは実態を 申告しないという、調査設計する上での初歩の注意点があるが、その点を考慮し た上での調査となるか。
- 現場に負担の掛かるような調査にならないよう、御留意いただけるか伺う。

【再答弁要旨】

高橋稔裕議員の御質問1「新型コロナウイルス感染症対策について」の(2)「失われた授業時間と学習内容について」の再質問にお答えを申し上げます。

答弁の中でも申し上げましたけれども、長期の休業のため、学習の遅れが出ていることについて、児童生徒並びに保護者の皆様には大変御心配をお掛けして申し訳なく思っております。

現在、市町村教育委員会並びに各学校では、失われた時間数をどうやって回復するかということについて検討し、例えば、夏休みを短くするでありますとか、時間割の工夫をするでありますとか、様々な工夫をしながら全力で教育活動に当たっているところでございます。

今後、学習の遅れが本当に回復できるのかということに関しまして、どのように実情を把握するのか、とのお尋ねでございました。

把握に当たりましては、議員の御指摘を踏まえまして、実態がきちんと把握できるような形にしてまいりたいと思いますし、その際、教職員あるいは保護者の皆様などの負担にならないように十分留意しながら把握した上で、丁寧に教育活動の回復に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月24日	浅井 明 議員

- 4 教育現場に対する教育長の考えについて
- (1) 教科書採択について

【質問要旨】

- ・ 質の高い教科書とはどのようなものか、自虐的記述がある教科書を質が高いというのか、教育長に伺う。
- ・ 自虐的記述のある教科書が採択され現場で使用されることをどのように捉えるか。
- ・ 現在の採択の在り方に対し、どのような意見か。

【答弁要旨】

御質問4「教育現場に対する教育長の考えについて」お答えを申し上げます。

まず、(1)「教科書採択について」のうち、質の高い教科書とはどのようなものか、 自虐的記述がある教科書を質が高いというのかについてでございます。

教科書は、学校で使用する主たる教材であり、また、家庭での学習でも重要な役割を果たしておりますので、まずは児童生徒、学校、地域にとってより良いものとなっているかを考えていくことが、必要でございます。

そうした前提の下で、綿密な調査研究を踏まえ、採択権者の判断と責任により、採択された教科書が、質の高い教科書であると考えております。

次に、自虐的記述がある教科書が採択され、現場で使用されることをどのように捉えるかについてでございます。

来年度使用する中学校用の教科書は、告示された学習指導要領を踏まえ、国の検定 を経て発行されるものでございます。

教科書を使って、生徒たちが多面的・多角的に考え、深く理解し、我が国の歴史に 対する愛情や国民としての自覚などを深め、「我が国と郷土埼玉を愛する態度」を身 に付けられるよう、しっかりと教育していくことが大切であると考えております。

次に、現在の教科書採択の在り方についてでございます。

県では、教科書採択に際して、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう、 適切に行うことが必要と考えております。

市町村に対しては、このことを踏まえ、教科書の調査研究を十分に行い、関係者が 自らの見識や判断等を基に、慎重かつ十分な協議、審議を重ねて、公正かつ適正に採 択するよう指導しております。

また、今回の県立伊奈学園中学校の教科書採択についても、子供たちが最も成長できる教科書を採択するために、教育委員一人一人が教科書の内容を調査し、教育委員会の判断と責任の下、公正かつ適正に、主体的に採択を行ってまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月24日	浅井 明 議員

- 4 教育現場に対する教育長の考えについて
- (2) ネットリテラシー教育について

【質問要旨】

- ・ 埼玉県で行っている「ネットパトロール」「ネットトラブル注意報」の現況について同う。
- 今後ネットリテラシーを教育として取り上げるかについて教育長に伺う。

【答弁要旨】

次に、(2)「ネットリテラシー教育について」のうち、埼玉県で行っている「ネットパトロール」と「ネットトラブル注意報」の現況についてでございます。

県では、県立学校の生徒に関する、ウェブページやSNSなどネット上の不適切な 書き込みを監視するネットパトロールを実施しております。

令和元年度は、個人の特定につながる情報など1,442件の不適切な書き込みを 発見し、学校に情報提供を行い、具体的な対処につなげました。

また、ネットパトロールで得た情報を基に、ネット利用に潜む危険やトラブル回避 のポイントを、ネットトラブル注意報としてまとめるとともに、県内公立学校や市町 村教育委員会に年12回発信し、ネットトラブルの予防や再発防止に努めておりま す。

次に、ネットリテラシーを教育として取り上げる考えがあるかについてでございます。

ネットリテラシー等の情報モラルを含む情報活用能力を育成していくことは重要で あると考えております。

県で作成した「彩の国の道徳」には、メールで生じたトラブルを題材に、相手の立場や意見を尊重する謙虚な心や、自主的に考え行動しようとする心について考える教材を掲載し、小中学校の授業で活用を促しております。

また、中学校の技術科では、インターネットがもたらすプラス面やマイナス面も例示して、ネットリテラシー等の情報モラルの必要性を理解させております。

さらに、ネットリテラシー等の情報モラルなどを学ぶために、SNSの事業者や埼 玉県警の少年課に学校へ来ていただき、講演していただくなどの取組も行っております。

加えて、今年度から小学校で実施されている新学習指導要領には、情報活用能力の育成が重要と明記されております。

今後、県といたしましては、教員研修などにネットリテラシー等の情報モラルに関する内容を取り入れ、教員の指導力向上を図り、児童生徒のネットリテラシーの育成に努めてまいります。

 【答弁者】
 【発言順位】
 【質問年月日】
 【質問議員】

 教育長
 No.2
 2年6月24日
 髙木 真理 議員

【質問事項】

- 1 新型コロナウイルス感染症第2波を迎える備えとして
- (3) 教育について
 - ア 休校期間に行ったオンライン教育の内容と今後の方向性
 - イ 習熟度の差を埋めるフォロー体制について
 - ウ 休校期間の子どもの心理状態のケアについて
 - エ 今後の休校の考え方について
 - オ 市町村教育委員会への支援について

【質問要旨】

- オンライン学習について、取組状況はどのようなものか。
- 教育現場の取組を県教育委員会としてどのように支援したか。
- ・ 第2波以降、休校期間が生じることに備えるなら、双方向の授業ができる態勢 が不可欠と考えるがいかがか。
- ・ 県立高校において、予算が可決した後、実際に使えるようになるのはいつ頃か。
- ・ 市町村におけるネットワーク環境の整備について、積極的に支援するべきと考 えるがいかがか。
- 学習指導員を配置することで、どのくらいの充実度が期待できるか。
- ・ 休校による心理的影響を乗り越えるためには、心のケアが必要であるが、どの ような対応を行っているか。
- ・ 第1波においては一斉臨時休業もやむを得なかったが、今後の休校判断の方針 について、教育長の所見を伺う。
- 市町村教育委員会に対する県からの支援について、所見を伺う。

【答弁要旨】

御質問1「新型コロナウイルス感染症第2波を迎える備えとして」の(3)「教育について」お答えを申し上げます。

まず、「休校期間に行ったオンライン教育の内容と今後の方向性」のうち、オンライン学習に係る取組状況はどのようなものかについてでございます。

公立小・中学校では、メールによる課題の送信や授業動画の配信など、82.5% の学校が休校期間中に、家庭学習支援にICTを活用しておりました。

また、県立高校では、全ての学校で授業動画を配信するとともに、ホームページやメール等を活用して課題を配布した学校は91.8%ございました。

次に、教育現場の取組を県教育委員会としてどのように支援したかについてでございます。

公立小・中学校に対しては、ICTも含めた家庭学習支援の方法についての具体的な例を示し、市町村への支援を行ってまいりました。

また、県立高校に対しては、オンライン学習を円滑に実施するため、生徒用アカウントを各校に配布するとともに、取組の先行事例を広く紹介するなどの支援を行ってまいりました。

その他、動画の撮影や配信に不慣れな公立小・中学校や県立高校に対し、県立総合教育センターの職員が電話による相談や、求めに応じて学校を訪問し、技術的な助言を行いました。

次に、第2波以降、休校期間が生じることに備えるなら、双方向の授業ができる態勢が不可欠についてでございます。

第2波以降、休校等の措置が必要となった場合においても、生徒の学びを保障する ことは重要であると認識しております。

そこで、県立学校において、同時双方向型のオンライン学習が可能となるよう、新たな専用回線の設置等について、今議会の補正予算でお願いしているところでございます。

次に、県立高校において、予算が可決した後、実際に使えるようになるのはいつ頃 かについてでございます。

予算をお認めいただき次第、速やかに契約手続を行い、10月頃を目途に工事に着手し、現時点では2から3か月の工期の後、順次各校において使用が開始できるように準備を進めております。

なお、議員御指摘のとおり、第2波に備え、今後も様々な工夫をしながら、可能な限り1日でも早く運用できるよう努めてまいります。

次に、市町村におけるネットワーク環境の整備について、積極的に支援するべき、 についてでございます。

県では、市町村に対して、国のGIGAスクール構想に関する情報提供と整備のための相談に応じるとともに、インターネット回線の通信容量を拡大する際の、更なる財政的措置について国に要望してまいりました。

今後とも、市町村においてネットワーク環境の整備が進むよう、しっかりと支援してまいります。

次に、「習熟度の差を埋めるフォロー体制について」でございます。

今回の長期にわたる臨時休業を受け、学校再開後には、学習の遅れを取り戻すため、 よりきめ細かい指導を実施する必要がございます。

そのため、学習指導員を配置するための補正予算を今議会にお願いしているところでございます。

学習指導員は、授業中や放課後などにおいて、ティーム・ティーチングや個別指導、 補習課題の添削など、教員の指導の補助を行い、学びの充実を図ってまいります。

教員免許状の有無は問いませんが、教員経験者や、教員志望の大学生などを対象と し、採用に当たっては、能力や適性を確認することとしております。

予算をお認めいただければ、学習指導員を適切に活用し、子供たち一人一人の習熟 度に応じた指導を充実させてまいります。

次に、「休校期間の子どもの心理状態のケアについて」でございます。

子供たちの中には長期にわたる臨時休業や新たな学校生活、学習等への不安からストレスを抱えている者もおり、安心で安全な学校生活のためには、心のケアが不可欠でございます。

心のケアは、学校のみならず家庭と連携した早期発見、早期対応が重要であると認識しております。

そこで、早期発見のため、県教育委員会では、学校再開に当たって、ストレスを抱えた生徒たちと向き合う際にチェックするポイントをまとめた教職員向けリーフレットを配布いたしました。

このリーフレットでは、子供たちの小さな変化を見逃さないよう、教員一人一人が 自分自身の気持ちをしっかり落ち着け、子供たちをきめ細やかに観察することなどに 配慮するよう指示しております。 また、子供の見守りに加え、保護者自身のメンタルヘルスにも御留意いただくよう、 家庭向けリーフレットを配布し協力をお願いしたところでございます。

早期の対応を図るため、担任や養護教諭を中心に、子供の状況をきめ細やかに把握するとともに、教員間で情報共有した上で、組織的な対応を行っていくことが大切であります。

また、専門的なケアが必要なケースについては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談を実施しております。

子供たちの不安やストレスにしっかりと寄り添い、臨時休業による心理的影響を乗り越えられるよう、引き続き、丁寧に取り組んでまいります。

次に、「今後の休校の考え方について」でございます。

県では、6月1日からの学校再開に伴い、児童生徒や教職員の感染が確認された場合の学校の臨時休業の考え方について、専門家から御意見を頂きまとめさせていただきました。

学校の休校に当たっては、特別措置法に基づくもののほか、感染症法、学校保健安全法に基づくものがございます。

学校では主に「感染症法」と「学校保健安全法」による措置が考えられますが、感染症法による措置については、保健所による調査の結果、同法の適用が適当と判断された場合に行われます。

また、学校保健安全法に基づく休業の検討に当たっては、感染者の校内での行動、接触者数、地域の感染状況、感染経路の4点を踏まえ、保健所の助言に基づき、県教育委員会が判断することとなっております。

実際の運用に当たっては、児童生徒の学習機会を確保するため、一律に学校全体を休業とするのではなく、学年や学級に限定するなど、感染拡大防止に必要な範囲としてまいります。

なお、市町村教育委員会に対しましても、県の考え方を示し、各市町村において、 適切に対応していただくようお願いしております。

引き続き、児童生徒の安心・安全を最優先としながらも、可能な限り教育活動が継続できるよう細心の注意を払って進めてまいります。

次に、「市町村教育委員会への支援について」でございます。

高校教育指導課・義務教育指導課・財務課・生徒指導課・保健体育課

県では、市町村立小・中学校の学校再開に係る課題について、教育長や校長会の代表との話合いの場を設け、課題解決の方策などについて説明するとともに、意見や疑問点について丁寧に聞き取りを行いました。

このことを踏まえ、段階的な学校の再開や、再開後の教育活動の留意点などをまとめたガイドラインやQ&Aを作成するとともに、その内容を適宜更新し、市町村に周知してまいりました。

また、議員御指摘のICT環境につきましても、文部科学省から直接聞き取った内容を基にポイントを示して情報提供するなど、市町村が事務を進めやすくなるよう支援しております。

加えて、GIGAスクールの端末の調達に当たっても、共同調達の準備を進めるなど、市町村を支援しております。

今後も、市町村の立場に立った支援をスピード感を持って進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質	〔問議員】	
知事	No.2	2年6月24日	髙木	真理 議員	

3 県立図書館構想について

【質問要旨】

・ 県立図書館の建設について、どのような考えか見解を伺う。

【答弁要旨】

最後に、「県立図書館構想について」のお尋ねでございます。

私も、去る6月7日に県立熊谷図書館を訪問し、新型コロナウイルス感染症防止対策を確認すると同時に、県立図書館の現状や今後の在り方について考えたところであります。

図書館は、県民の学習活動や社会経済活動を支える重要な社会基盤であります。

そのため、県立図書館の整備に当たっては、平成26年10月の有識者会議の提言を踏まえ、さらには、時代の要請に応じた新しいニーズを取り込み、その役割や機能について、議論を進めていく必要があると考えております。

例えば、これからの図書館は、県民お一人お一人のニーズに対応した情報をより的確に提供していくために、ICTやAIなどの技術を最大限に活用することが重要と考えます。

また、将来の予測が難しい社会において、私たちは膨大な知識・技術の中から必要な情報を選び出し、自ら問いを立て、そして、その解決を図りながら、未来を切り開いていく必要があります。

県民同士が議論したり、協働したりするなど、様々な交流活動を通して、新しい価値を生み出す場としての県立図書館の機能も検討しなければならないと思います。

「日本一暮らしやすい埼玉県」の魅力となるような、新しい形の埼玉県立図書館の 実現を目指し、このような観点から、まずは教育委員会においてしっかりと検討をし ていただきたいと考えております。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年6月24日	内沼 博史 議員

6 学校におけるICT環境の整備について

【質問要旨】

- 市町村のICT環境整備の取組状況について、どのように把握しているか伺う。
- 高等学校におけるICT環境の整備、端末の整備状況について伺う。
- ・ 小・中・高の1人1台端末の実現に向けた教職員の研修や学校環境の整備が必要 と考えるが、教育長の所見を伺う。
- ・ 飯能高校と飯能南高校が統合されるが、ICTを積極的に活用し、小・中・高の 連携、一体となった取組のモデル地域としてはどうか見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問6「学校におけるICT環境の整備について」お答えを申し上げます。

まず、市町村のICT環境整備の取組状況について、どのように把握しているかについてでございます。

県では、学校におけるICT環境の整備状況に関する国の調査に基づき、市町村立 学校も含めた県内の状況を把握しております。

この調査によれば、昨年3月時点で、本県の教育用PC1台当たりの児童生徒数は、7.4人となっており、国の平均5.4人を下回っております。

こうした状況を踏まえ、県としては、昨年12月以降、GIGAスクール構想を踏まえ、1人1台端末環境の早期実現に向けて整備を進めるよう、市町村に対して、強力に働き掛けてまいりました。

この結果、県内全ての市町村が計画を前倒しし、令和2年度中に国の補助金を活用して、端末の整備を進める見込みとなっております。

次に、高等学校における I C T環境の整備、端末の整備状況についてでございます。 県立高校におきましては、平成30年度から令和2年度の3年計画で、普通教室に プロジェクターとアクセスポイントを設置するとともに、1校当たり44台のタブ レット端末の整備を進めております。

また、学習でのICT活用を加速させるため、生徒の個人端末を授業等で使用する、

いわゆるBYODにより、1人1台端末の環境を実現するための補正予算を、今議会でお願いしております。

次に、小・中・高の1人1台端末に向けた教職員の研修や学校環境の整備について でございます。

教職員の研修については、これまでも教員のICT活用能力の向上を図る各種研修 を実施してまいりました。

また、今回の臨時休業に際しては、県立総合教育センターの指導主事を学校へ派遣 し、ICTを活用した動画配信などの支援を行ってまいりました。

さらに、今後は、研修メニューを増やすとともに、ICT活用を見越して研修内容をより一層充実させ、教員の指導力の向上を図ってまいります。

小・中学校の学校環境の整備に関しましては、GIGAスクール構想の各種補助金 を積極的に活用し、校内ネットワーク環境や、家庭の通信環境の整備を積極的に進め るよう市町村に対して働き掛けております。

また、県立高校におきましても、校内ネットワークなど、更なる環境整備に努めて まいります。

次に、飯能高校と飯能南高校が統合してできる飯能新校において、ICTを積極的に活用し、小・中・高等学校が連携した取組のモデルとしてはどうかについてでございます。

飯能新校におきましては、議員御提案の趣旨も踏まえ、小・中学校でICTに慣れ親しんだ生徒たちが、更に学びを深めていけるよう、ICTを積極的に活用した探究的な学びを展開したいと考えております。

飯能新校準備委員会では、新校の目指す学校像や具体的な教育内容などについて意 見を伺っているところです。

飯能市をはじめとする地元の御協力も頂きながら、ICTを活用した探究的な学びなどを通して、小・中学校などと連携した取組のモデルとなるよう検討を進めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月25日	宮﨑 吾一 議員

- 2 教育機関の新型感染症対応について
- (1) オンライン教育の検証について

【質問要旨】

・ 新型コロナウイルス対応で得られたオンライン教育などについてのデータを基 に、適正な授業の在り方や、学力を伸ばすための環境の整備につなげていくべき と考えるが、教育長の見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問2「教育機関の新型感染症対応について」お答えを申し上げます。

まず、(1)「オンライン教育の検証について」でございます。

議員お話のとおり、臨時休業中のオンライン学習の実施状況や、オンライン以外の 学習支援の状況などの違いが、子供の学力などに与える影響について、データで把握 し分析することは、重要であると考えております。

臨時休業中、小・中学校では、オンラインによる動画の配信や、家庭学習用のプリントの配布など、様々な工夫をしながら学習支援を行ってまいりました。

今回のような緊急事態における様々な試みが、子供の学力にどのような影響を与え たのか、成果と課題について、今後しっかりと検証していく必要があると考えており ます。

そこで、まずは、学力の経年変化を把握できる県の学力調査の結果を、臨時休業中の家庭学習支援の調査結果などと組み合わせ、研究者と連携して分析してまいります。こうした分析を踏まえつつ、授業方法の工夫改善に取り組むとともに、ICT環境の整備などにも努め、子供一人一人の学力向上につなげてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.1	2年6月25日	宮﨑 吾一 議員

- 2 教育機関の新型感染症対応について
- (2) スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケアについて

【質問要旨】

・ オンラインツールを利用した心のケアの取組を始めるべきと考えるが教育長の 所見を伺う。

【答弁要旨】

次に、(2)「スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケアについて」でございます。

この度の臨時休業中に、教員などがオンラインツール等を使って教育相談や健康相談をした学校が、さいたま市を除く公立小・中学校で28校、県立高校においては約3分の1程度ございました。

こうした取組の中には、不安を抱えた児童生徒に、在宅のまま周囲に知られることなくオンラインによる教育相談を行ったことで、不安が解消され、スムーズな登校への後押しになった事例があったと聞いております。

一方で、画面を通じた相談では、児童生徒の細かい表情を把握しづらく、思いを的確に捉えづらいことや、通信環境が十分ではない家庭があるなどの課題もございました。

議員御提案の、学校に来られない児童生徒などに、スクールカウンセラーによるオンラインツールで教育相談を行うことは、有効な手段の一つであると認識しております。

こうした相談は、スクールカウンセラーのみならず、担任や養護教諭など学校の組織全体として、また、対面による相談と合わせ、状況に応じて実施していくことが、より効果的であると考えております。

県といたしましては、各学校の実践事例を集め、メリットや課題を整理し、周知していくことで、オンラインツールの効果的な活用を含めた、各学校における教育相談体制の更なる充実に努めてまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.2	2年6月25日	杉島 理一郎 議員

3 教育政策の「検証と反転」について

【質問要旨】

- ・ 国際バカロレア教育認定校の推進について教育長の見解を伺う。併せて、導入 するまでの間どのようにバカロレア教育のエッセンスを反映させていくか、見解 を伺う。
- ・ 単位制も活用したグローバル教育への可能性について、見解を伺う。
- ・ 第2波まで見据えた入試の出題範囲をどのように検討し、7月上旬に発表する つもりなのか、見解を伺う。
- ・ 文科省通知に基づき、中学校3年生の学びについて柔軟に運用することについてどう考えるか、見解を伺う。
- ・ 1回募集の入試制度や事前取消が事実上許されないような入試制度の在り方の 見直しについて、見解を伺う。

【答弁要旨】

御質問3「教育政策の『検証と反転』について」お答えを申し上げます。

まず、国際バカロレア教育認定校の推進と、どのようにバカロレア教育のエッセンスを反映させていくかについてでございます。

県では、これまで、国際バカロレア教育について研究した成果を踏まえて、その理念に通ずる探究型学習、教科横断型の学習などを、スーパー・グローバル・ハイスクールに指定された学校を中心に展開してまいりました。

また、今年度から、英語を母語とする外国人を、本採用教員として和光国際高校に 配置し、他教科と連携した授業実践に取り組んでまいります。

こうした取組は、国際バカロレア教育の手法に通じるものであると考えております ので、このようなエッセンスを本県の教育活動に反映させてまいります。

私は、生徒が互いの多様な文化を認め合いながら、探究心やコミュニケーション能力を育むという、国際バカロレアのプログラムの教育理念に共感をいたしております。

教育長として、私なりに国際バカロレア認定校の設置の可能性について、幅広く検 計してまいります。

次に、単位制も活用したグローバル教育への可能性についてでございます。

本県では、生徒の進路選択に合わせて、様々な選択科目が用意されている単位制高校がございます。

こうした学校では、自身の興味・関心に応じた科目選択を生かし、自らの可能性を 開くことができ、在学中に留学したり、卒業後に海外大学へ進学したりしている生徒 もおります。

また、単位制高校の生徒に限らず、学校独自の海外派遣プログラムや、県のグローバルリーダー育成プロジェクトに参加し、留学や海外大学への進学を目指す生徒もおります。

令和元年度は、19校で446人の高校生が学校独自の海外派遣プログラムに参加 し、実施後のアンケートでは、77%の生徒が留学を希望すると答えております。

また、県のグローバルリーダー育成プロジェクトに参加した40名の生徒のうち、93%が留学に興味を持ったと回答しております。

今後、単位制なども活用して、生徒の興味・関心に応じた教育を展開し、留学や海外大学への進学にチャレンジする生徒を、幅広く増やすよう取り組んでまいります。

次に、第2波まで見据えた入試の出題範囲をどのように検討し、7月上旬に発表するつもりなのかについてでございます。

高等学校入学者選抜は、生徒のその後の生活に大きな影響を与える重要なものであると考えております。

国からの通知では、臨時休業の状況などを考慮して、出題範囲や内容、出題方法について必要に応じて工夫するよう求めており、県としても、受検生一人一人が安心して受検に臨めるよう、柔軟な対応を図る必要があると考えております。

このため、各市町村における教育活動の再開状況などを確認した上で、学力検査における出題範囲や、受検生にとって必要な配慮について、7月上旬を目途に公表できるよう鋭意検討を進めております。

なお、今後、長期間の臨時休業が再度必要となった場合につきましては、学力検査 等の更なる配慮について適切に判断し、対応してまいります。 次に、文科省通知に基づき、中学校3年生の学びについて柔軟に運用することについてどう考えるかについてでございます。

今年度は、例年と比べ、短い期間での学習となり、かつ、中学3年生は年度内に指導を終える必要がございます。

こうしたことから、授業時数の確保に努めつつ、ICTの活用や補習などの取組を 柔軟に行い、子供たちの学びを充実させることがより一層求められると考えておりま す。

各学校におきましては、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、夏季休業の短縮等により授業時数を確保するとともに、よりきめ細かい指導を実施することで、中学3年生が年度内に学習内容を学べるよう、最大限の努力をしております。

このような取組をしっかりと行うことで、中学3年生の学びの充実を図ってまいります。

次に、1回募集の入試制度や事前取消が事実上許されないような入試制度のあり方の見直しについてでございます。

県では、平成24年度入試から、それまで前期、後期の2回の募集であったものを、 1回の募集になるよう入試制度を改正しております。

この改正は、入試期間を短縮することで中学3年生の授業時数を確保し、確かな学力の育成を目的としたものでございます。

入試制度は、社会情勢の変化や、子供たちに求められる資質・能力等によって、必要に応じて改正すべきものであると考えておりますので、今後の学校を取り巻く状況を注視してまいります。

また、中学校の進路指導においては、生徒一人一人の希望する進路が実現されるよう、丁寧な指導を行っていく必要がございます。

事前取消が事実上許されないとの議員の御指摘につきましては、入学者選抜の手続が十分に周知されていないことによるものと考えられます。

公立高校入試の実施要項には、事前取消の手続が明記されておりますので、今後、 改めて市町村を通じて中学校に周知徹底するとともに、受検生や保護者の皆様に、仕 組みを御理解いただけますよう、しっかりと取り組んでまいります。

【答弁者】	【発言順位】	【質問年月日】	【質問議員】
教育長	No.3	2年6月25日	高橋 政雄 議員

3 美術館・博物館の充実

【質問要旨】

- ・ 近代美術館や博物館などにおいて、どのような企画展の構想があるのかについ て伺う。
- 公立美術館の使命として、美しい絵画を充足提供することについて伺う。
- ・ 本県ゆかりの若い芸術家を広く紹介し、活躍の場を提供していくことについて 伺う。

【答弁要旨】

御質問3「美術館・博物館の充実」についてお答えを申し上げます。

まず、近代美術館や博物館において、どのような企画展の構想があるのかについて でございます。

県立の美術館・博物館の役割は、本県の歴史や文化・芸術に関する資料を収集・保管し、調査研究を行うことにより、県民共有の財産を後世にしっかりと継承することでございます。

加えて、様々な資料の展示や体験活動などによって、県民の皆様の知的好奇心を刺激することや、楽しさを伝えるとともに、豊かな学びの機会を提供する役割も担って おります。

県立美術館・博物館では、8館それぞれの専門分野に応じて、趣向を凝らした企画 展を行っております。

例えば、歴史と民俗の博物館では、来年春から、本県の偉人である渋沢栄一翁の展 覧会を実施いたします。

民間レベルで日米の友好関係を築くため、渋沢栄一が中心となって行った人形交流 に焦点を当て、県内に残されている青い目の人形12体を一堂に展示するなど、渋沢 栄一の功績を広く紹介する予定でございます。

また、近代美術館では、冬に「コレクション 4つの水紋」と題した企画展を開催いたします。

本県ゆかりの芸術家など、4人の作品を中心に、ジャンルや時代を超えてつながり のある収蔵品を広く選び、紹介いたします。

引き続き、多くの県民の皆様に楽しんでいただける企画展を構想し、実施してまいります。

次に、公立美術館の使命として、美しい絵画を充足提供することについてでございます。

近代美術館は唯一の県立美術館として、埼玉ゆかりの芸術家や彼らに影響を与えたモネ、ピカソなど、海外の優れた芸術家の作品を収集することとしております。

平成20年度以降は、埼玉ゆかりの芸術家として、小村雪岱の作品など4点を、美術作品取得基金などを活用し収集いたしました。

また、平成30年度には、海外の巨匠の作品としておよそ20年ぶりに、ポール・ シニャック《アニエールの河岸》を購入しております。

寄贈を頂いたものとしては、本県ゆかりの芸術家の森田恒友や瑛九の作品などがございます。

議員御指摘のとおり、文化・芸術には心に豊かな潤いをもたらし、人々を励ます力がございます。

今後も、美術作品取得基金を活用するなど、収集方針に合致する素晴らしい作品を、 県民の皆様に提供できるよう努めてまいります。

次に、本県ゆかりの若い芸術家を広く紹介し、活躍の場を提供していくことについてでございます。

近代美術館では、平成4年度以降、本県ゆかりの芸術家の発表の場として、企画展シリーズ「New Vision Saitama」を5回開催し、若手芸術家の未発表作品も含めて紹介しております。

また、夏休みの子供向け教育普及事業「サマー・アドベンチャー」では、芸術家を ワークショップの講師に招き、子供たちと一緒に創作活動を行う場を提供してまいり ました。

今年度は、企画展「New Photographic Objects」において、本県ゆかりの2名を含む新進の芸術家4名と1組の展示を現在行っており、秋には、本県出身で国際的に活躍する20代の芸術家の展示を予定しております。

今後も事業内容の更なる充実を図り、若い芸術家の創作活動を支援するとともに、 その活動を県民の皆様に広く伝え、関心を深めていただけるよう取り組んでまいりま す。